

広島県告示第百七号

令和四年広島県告示第九百六十号で命じた次の区域に係る高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家さん、家さん卵、家さんの死体、敷料、排せつ物、家さん飼養器具その他高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品等の移出入禁止措置は、令和五年二月三日に解除した。

令和五年二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

移出入を禁止する区域

世羅郡世羅町大字堀越、世羅郡世羅町大字本郷、世羅郡世羅町大字中原、世羅郡世羅町大字安田、世羅郡世羅町大字重永、世羅郡世羅町大字井折、世羅郡世羅町大字徳市、世羅郡世羅町大字三郎丸、世羅郡世羅町大字津口、世羅郡世羅町大字西神崎、世羅郡世羅町大字賀茂、世羅郡世羅町大字青山、世羅郡世羅町大字山中福田、世羅郡世羅町大字赤屋、世羅郡世羅町大字戸張、世羅郡世羅町大字別迫、世羅郡世羅町大字甲山、世羅郡世羅町大字田打、世羅郡世羅町大字西上原、世羅郡世羅町大字東神崎、世羅郡世羅町大字小国、世羅郡世羅町大字青近、世羅郡世羅町大字小世良、世羅郡世羅町大字下津田、世羅郡世羅町大字伊尾、世羅郡世羅町大字黒川、世羅郡世羅町大字川尻、世羅郡世羅町大字東上原、世羅郡世羅町大字長田、三原市大和町福田、三原市大和町萩原、三原市大和町上徳良、三原市大和町下徳良、三原市大和町篠、三原市久井町苜原、三原市久井町泉、三原市久井町江木、三次市吉舎町吉舎川之内、三次市吉舎町辻、三次市吉舎町雲通、三次市吉舎町丸田、三次市吉舎町徳市、三次市甲奴町宇賀、三次市甲奴町小童